広島県告示第四百三十一号

戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。 十七号。以下「法」という。) 第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五

平成二十八年六月十六日

広島県知事湯 ららら 英彦

		六)					八) 鴫谷(四四			区 域 の 名 称	士 砂 災	所 在 地
		土石流					土石流			の自因の土 を を を を を を を を の の の の の の の の の の の の の	害警	広島県府中
		次の図のとおり					次の図のとおり			表 区 域 示 の	戒区域	広島県府中市栗柄町及び同市用土町地内
戸木 (四五	戸木 (四五	寺奥川 (三	九一)	二三隣)	二三b) 明谷 (五〇	二三 a) 鴫谷 (五〇	八) 鴫谷 (四四	七隣)	小池川(三	区域の名称	士 砂 災	土町地内
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	の自因の土 然と 種現な生災 類象る原害	害特別	
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	号三律の土成で 学三律の土成で 一定で 一で 一で 一で 一で 一で 一で 一で 一で 一で 一	警戒区域	

三九b)		会学川(四	会字川(四	会字川(四	会学川(四	会学川(四	○隣 a)	名字川(四	戸木 (四五	戸木 (四五	戸木(四五 一 八 八 八 八 八 八 八 八 八 八 八 八 八 八 八 八 八 八	戸木 (四五				
土 石 流 		土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土 石 流	土 石 流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
次の図のとおり		次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり
三九b)	三九a)	会学川(四	○隣 e)	会学川(四	○隣 c)	会字川 (四)	○隣a)	名字川(四	○隣h)	戸木 (四五)隣g)	○隣f)	○隣 e)	○隣 d)	○隣 c)	○隣b)	○隣 a)
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり

各区	一瀬	一瀬	/	/	<u></u>	九三四日			
各区域について、	一六隣e)	一六隣c)			三九h)	九g) 三九斤、三四日市川(
て、「次の図」	土石流	土石流			土石流	土石流			
は、省略し、	次の図のとおり	次の図のとおり			次の図のとおり	次の図のとおり			
の図面を広島	瀬戸 (八三	瀬戸 (八三	瀬戸 (八三	三五)	三九h)	九g) 三九f、三	四日市川 (四日市川 (四日市川(
県土木建築民	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
(党に供する。) その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり

当及び広島県東部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。